

国賠ネットワーク

NO.195
2022.5.14

通信発行：奇数月 定例会：偶数月第1木曜 編集工房「朔」
年会費：2000円 郵便口座：国賠ネットワーク 00200-2-6473

<https://kokubai.net/>
infodesk@kokubai.net

権力の「正義」と“ゲバルト”装置

★ 4月23日放送のNHK「正義の行方～飯塚事件 30年後の迷宮～」。私は放送された範囲しかわからないので、警察・検察が意図的に冤罪を作ったのか否かは判断しきれない。ただ、裁判所が推定無罪の原則を無視し、予断と偏見で死刑判決を下し、法務大臣が余りにも素早く死刑を執行してしまったのは確かだ。久間さんの生命とともに「本当は何があったのか」も抹殺されてしまった。生命と真実を抹殺し、再審請求を蹴飛ばして守りたいのは一体何なのか？「権力の『正義』=無謬性神話」なのだろう。

★ ある刑法学者が「権力とは、従いたくない者を従わせる力」と言っていた。「なるほど」と納得した。強制的に従わせるには実力=暴力が要る。「“ゲバルト”装置」である。主に、内部に向けて警察、外部に向けて軍隊。

日本には、自衛隊という名称ながら、世界有数の軍事力がある。自衛隊法には治安出動(78条、81条)が定められている。3月末、陸上自衛隊が2月の記者向け勉強会で「予想される新たな戦いの様相」の例示としてテロやサイバー攻撃と共に「反戦デモ」を例示していたことが報道された。60年安保では、岸首相は自衛隊に治安出動を要請しようとした。権力を持つ側は、一貫して反戦運動を目の敵にし、“ゲバルト”装置を使って圧殺しようと考えているようだ。反戦運動とは、権力の“ゲバルト”装置の発動の否定に他ならないから、ということなのかもしれない。

★ 前号で、大垣警察市民監視違憲訴訟一審判決について書かせて頂いた。判決曰く「警察は、…万が一の事態に備えて…情報収集するなどして、その発生を予防する手段を研究し、準備しておくこともその責務に含まれる」「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」。市民運動が発展すると公共の安全と秩序の維持を害する⁈ およそ日本国憲法と相容れない思考が、警察のみならず裁判所にも染みこんでいるようだ。こんな裁判所が後ろ盾なら、警察は「公共の安全と秩序の維持」の一言で、自由も人権も無視して強権行使することに躊躇はないだろう。

★ 権力による“ゲバルト”装置の発動は、常に「正義」の名で行われる。「正義」のために犯人を挙げ、ときに死刑も執行する。「正義」のためには戦争も辞さず!!

人が正義を希求すること自体は「善」だと思う。しかし人は必ず過ちを犯す。そして“ゲバルト”装置をもつ権力が過ちを犯せば、取り返しのつかない不正義をもたらす。人の命を奪い、ときには戦争という大量殺人にまで行きついてしまうのだ。

だからこそ、権力を監視し、権力の「正義」を疑い、“ゲバルト”装置の暴走に歯止めをかける「不断の努力」(憲法12条前段)は、市民に課せられた重大な責務である。

【近藤 ゆり子】

編集 前記

- ◆ 前号の巻頭言を読んで感動した！と言われた。友人が沢山コピーして配り、皆で「死んだ男の残したものは」を混声合唱で歌った。No Warと書いたウクライナ国旗も写真に撮られ、あちこちに送られたという。(イ) ◆ ウクライナ侵略からの教訓。非戦・丸腰が正解。他国は勿論、時刻を戦場にしない。殺すより、殺される方がベター。占領は取りあえずどうぞ。(翼)
- ◆ 13年ぶりに頂いた花に感謝しました。「母の日の息子想いしカーネーション」「陰翳の三角四角に若葉路」(尚美) ◆ 国賠訴訟にとっての障壁が眼につく。請求の全額を認める

ことで事実審理を葬る「認諾」。訴訟原因からの“時効”を定めた「除籍期間」の壁。原告である市民が、国家を相手の裁判なのに「立証責任」を負い、証拠開示でも私人同士と同じ「当事者主義」がまかり通る。国賠は民事法のワクを突破しない限り希望はない。(Y) ◆ 猫が温泉に入ってる夢を見た♪ ホントに猫が温泉に入るのか？ YouTubeで検索したら、あつあつ♪(トラ猫研究会) ◆ 7月の参院選がすぎると自民党の天下がやってくる。3年間、どんなに暴走されても、選挙がない！憲法改悪?! 緊急事態条項の憲法明文化も可能だ。有権者の半分が選挙に行かないことが元凶？ ならば、そういう有権者たちだけに自己責任を負わせてほしい。ところが、「選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない」(憲法15条4項)。なんとも、憲法さんはお人好しなこと♪ どうか、オミクロン様が道理で、自民党支持者だけじゃなく、野党支持者にも感染してるのはそういう理由だったのか！(憲法コロナ学徒) ◆ 九条のねじ穴つぶす審査会(た)

● ホームページの改修を行っています。ITができる人からは、あたかも牛歩戦術をとっているように見えるかもしれません、少しずつ確実にやっていきます。時々、のぞいてみてくださいね♪(WEB担当者)

● 当会会則を少しずつ定例会等において修正していきます。ゆうちょ口座を作るのに会則が必須ということもあります、社会的影響力を持つためには、組織の根本規範をきっちりしておこうという思いがあります。なお、会則は、個人情報を含む条項もあり、すべて公開というには困難な点がありますが、個人情報を除く部分は、原則として確定でき次第、順次当通信やホームページでお知らせしていく予定です。(事務局担当者)

会計報告(2022年3月・4月)

[収入] 会費:6,000円、カンパ他:5,000円 [支出] 通信費:46,580円、会議他:2,000円

会費のお支払いは、新型コロナ禍の折、余裕のあるときに、お願いできますと幸いに存じます。(会計担当)

Contents

巻頭言／権力の「正義」と“ゲバルド”装置	近藤 ゆり子	1
編集前記・Contentsなど	事務局	2
東住吉冤罪国賠／まとめて控訴した！	青木 恵子	3
湖東病院事件・西山国賠／美香さんの叫び	磯谷 昇太	4・5
よど号旅券発給拒否国賠／産経名誉棄損訴訟	井上 清志	6
論稿のあんない「裁判官の良心」という虚構	青野 小鹿	7
冤罪・人権関連 情報クリップ	井上 清志	8・9
映画の案内「オレの記念日」	中島 聰	10

Schedule

5/19 (木)	10:30～	星野獄中死国賠／第10回口頭弁論@東京地裁 411
5/19 (木)	14:00～	「旅券発給」拒否国賠（証人尋問）@東京地裁 419
6/2 (木)	18:30～20:30	国賠ネットワーク定例会@編集工房朔@新事務所@神田猿楽町2-3-1 萩原ビル 201
6/30 (木)	11:00～	湖東病院・西山国賠／第3回口頭弁論期日@大津地裁 1
7/16 (土)	15:00～17:00	国賠ネット通信発送作業@編集工房朔@新事務所@神田猿楽町2-3-1 萩原ビル 201

東住吉冤罪国賠 大阪府と国、まとめて大阪高裁に控訴した！

青木 恵子

先々月、3月15日の判決後は、気持ちの整理もつけるられないまま、日々の生活、アルバイト、支援活動に追われて過ぎ去った感じです。たくさんの方々が心配して下さって、嬉しかったです。ありがとうございます。私は負けません！元気で、勝利する日まで闘って行きますので安心して下さい。

さて、3月24日に、マスコミから「大阪府警が控訴するようです。コメントをお願いします」と電話があり、一番、アルバイトで忙しい日に控訴すると聞かされて、私は、29日まで期限があるだろう！と頭にきたまま「控訴することが信じられないです。あれだけ、裁判所が違法と認めたにも拘わらず、自分達の酷い取調べ、違法を認めず、反省もしないのは許せないです」などとコメントしました。どこまでいっても腐った組織は、メンツを守るために恥も外聞もないでしょう。

弁護団は、大阪府の控訴を確認して3月25日に大阪府（大阪府警）と国（法務検察）に対して控訴してくれました。現在、弁護団は控訴理由書の作成中です。裁判所は、大阪府の違法をあれだけ認めながら、なぜ、国の違法を認めないと言うのか？全てを大阪府に押しつけて、国を守り、裁判所の責任も逃れようとしているように思えて理解に苦しみます。

1 大阪府警の取調べが違法だと認めながら、検察官が知らなかつたとしても仕方がないと判断していること。

2 風呂釜の種火がついていた状態の中、7.3リットルのガソリンを撒いて、ターボライターで火をつけて放火する事が出来るのかについて、疑問をもちつつも追加の再現実験をしないで起訴しても仕方になかったと判断したこと。

3 検察官は、真実を解明する義務や人権を保障する義務があります。違法な取調べがされている報告書の開示を請求された時に開示を拒否しても、開示を認める具体的根拠がないから責任を問えない、と判断したこと。

これらは、裁判所の誤った判断で許せません！

そもそも、警察が調べたことを、間違いがないか調べて確認した上で起訴をするのが検察の仕事ではありませんか？

ずっと、私が黙秘をしていた頃に、わざわざ内田検事が、東住吉署まで取調べに来ました。その時に、私は、刑事の酷い取調べの状況を話し、「検事さんから注意して下さい」と頼みました。内田検事は「私は、机を叩いたり、大声を出したりしません。事件の事は、話したくなったら話して下さい。せっかく来ているのですから、黙秘はしないで普通の会話をしましょう」などと言ったのです。

私は、検事が来た日には、その日の取調べの状況を話していましたので、知らなかつたはずがありません！また、起訴する前に、検察はいい加減な再現実験をしているのです。

本来なら、一人の人間の人生を左右するのですから、自白に基づいた正確な再現実験を行い、専門家に意見を聞くなどした上で、起訴の判断をするべきですが、やっていないのですから、責任重大です。

また、内田検事は、起訴した日に「あなたを有罪だと思って起訴するわけではありません。まあ、状況証拠からいけるだろうと思っています。私が、あなたの弁護士なら、闘う方法があります」と言うので、私は「闘う方法を教えてください」と言ったのですが、内田検事は「それは言えません。あなたは、あなたの弁護士さんと頑張って下さい」と言われました。

当時の私は、私のことを信じてくれていると思っていましたが、今は、この言葉を私に伝えるのなら起訴するべきではなかったと腹立たしい限りです。

控訴審では、私を取調べて起訴した内田検事を証人申請して、この言葉をどのような気持ちで言ったのか？私に言った言葉などを追及したいと考えています。

みなさん、今後も、引き続きご支援をよろしくお願いします。

湖東病院事件・西山国賠 ～美香さんの魂の叫びに襟を正す～

弁護士 磯谷 昇太

1 進行協議と1年2か月ぶりの口頭弁論

湖東病院事件は、令和4年(2022年)4月28日、進行協議期日と1年2か月ぶりの口頭弁論期日が行われました。

この間、遅々延々と、証拠の提出をめぐるやり取りがなされ、現状、実質的な主張の整理は、ほとんどと言つていいほど進んでいない異常事態にあります。この原因は、被告国のつまみ食い的に都合のいい証拠のみを提出する姿勢、被告県の目に余る不誠実な態度にありますところ(なお、被告県は、3月10日までに提出することを約束した準備書面を期日の前日4月27日に提出しました。)、これが非公開の進行協議期日ではなく、国民の目に触れる公開の口頭弁論期日で明らかになったのではないかと思っています。

2 証拠の提出状況

被告県は、3月10日までに刑事確定訴訟記録及び再審請求事件記録(以下「刑事訴訟記録」といいます。)を「すべて提出する」と約束していましたが、同日に提出されたのは刑事訴訟記録のすべてではありませんでした。その多くは提出されていますが、抜け落ちているものもあり、これについては弁護団で整理したうえ、再度提出を求める予定にしています。

また、被告県は、県警が検察庁に送致していない記録(以下「未送致記録」といいます。)について、存否及びその内容を5月末日頃までに書面で回答するとしました。もし未送致記録がないのであれば、存在しないと回答すればいいだけですので、未送致記録が存在することは確実です。県警がすべての記録を検察庁に送致していなかったことは、冤罪を生んだ一つの原因であると考えられます。原因究明のためにも、何としてでもこの国賠訴訟において未送致記録を提出させなければなりません。

一方、被告国は、前回の進行協議期日において、公判で裁判所に提出されていない記録(以下「未提出記録」といいます。)のうち、争点に関連し、必要と考えられる証拠について、任意に提出できないか検討するとしていました。

しかし、この間、被告国から提出されたのは「解剖結果報告書」の1点のみです。被告国の指定代理人は、死因に関する証拠中、鑑定医が作成名義人となっている証拠の中から検討した旨とぼけていましたが、前回の進行協議期日で任意の提出を促されていたのは争点と関連性、必要性があると考えられる証拠です。これら証拠については、弁護団において類型化し、再度提出を求める予定にしています。

この訴訟の目的の一つである「冤罪を生んだ原因の究明」のためには、刑事訴訟記録、未送致記録、未提出記録、すべての記録の提出が必要不可欠ですが、被告県、被告国からの任意の提出では限界があります。裁判所は、未だに任意の提出を期待しているのか、あるいは、証拠の提出はほどほどに訴訟を進行させようとしているのか、その真意は定かではありませんが、いずれは、文書送付嘱託の申立及び文書提出命令の申立について判断してもらわなければならないと思います。

3 被告県の主張の転換

被告県は、これまでに美香さんを犯人視する第1準備書面を提出し、県知事が美香さんに謝罪する事態となっていました。県知事の謝罪を受けて、被告県は第1準備書面を訂正する訂正申立書を提出し、裁判所が被告県に第1準備書面と訂正申立書を統合し、口頭弁論期日において美香さんを犯人視する第1準備書面を陳述しない取扱いにできないか提案していたところでした。しかし、被告県から期日までに

統合準備書面の提出はありませんでした。

もともと、期日の前日である4月27日に被告県から提出された第2準備書面には、「被告滋賀県は、本訴において、刑事裁判における本件再審判決そのものを争うつもりはない(い)」、「本訴への対応に当たっては、原告が本事件の被告人として起訴され、懲役12年に処する旨の有罪判決の言い渡しを受け、当該刑に服し、その後、再審開始決定を経て無罪の言渡しを受けた方であることを十分に踏まえ、慎重かつ丁寧に主張させていただきたい」とあり、これまでの主張を180度転換しています。

被告県の第2準備書面の内容からして、被告県は第1準備書面(及び訂正申立書)を撤回するものだと思っていましたが、今回の期日では再度検討するとして、陳述を留保するのみで撤回はしませんでした。

繰り返しになりますが、被告県は、第2準備書面で180度方針を転換しています。なぜ再度の検討をするのか、被告県の応訴姿勢には首をかしげざるを得ません。被告県は、速やかに第1準備書面を撤回し、公開の法廷で美香さんに謝罪すべきです。

4 美香さんの意見陳述

口頭弁論期日では、美香さんが意見陳述を行いました。

美香さんは、被告県と被告国が争うのであれば、すべての証拠を提出すべきであると意見を述べました。裁判所に対しては、特別傍聴を認めてくれたことへの感謝を述べたうえ、適正な審理を行うことを求め、堂々たる意見陳述でした。「こんなのおかしい！！」、正に魂の叫びでした。

美香さんの意見陳述のとおり、被告県と被告国が捜査に違法がなかったと考えるのであれば、すべての証拠を提出したうえで、そのような主張をすべきです。

令和2年12月25日の提訴から1年4か月が経つても、証拠の提出をめぐるやり取りがなされていることは、

やはり異常です。

冤罪被害者である美香さんが国賠訴訟において、再び傷つき、時間ばかり経過する事態となっていることは、本来あるべき司法の姿ではありません。

5 さいごに

再審無罪判決を言い渡した大西裁判長は、その説諭で、「警察、検察、弁護士、裁判官、すべての関係者が、今回の事件を人ごとに考えず、自分のこととして考え、改善に結びつけなければなりません。西山さんの15年を無駄にしてはなりません。」と述べました。

しかし、この国賠訴訟を見る限り、大西裁判長の指摘は全く生かされていません。

美香さんの意見陳述を通して、現状の異常性を認識するとともに、大西裁判長の説諭を思い出し、司法に携わる弁護士として、再度、襟を正さなければならぬと身に染みました。



次回、次々回の予定は次のとおりです。

今後も変わらぬご支援をお願いいたします。

次回:令和4年(2022年)6月30日

10:00～ 第7回進行協議期日(傍聴不可)

11:00～ 第3回口頭弁論期日

次々回:令和4年(2022年)9月22日

10:00～ 第8回進行協議期日(傍聴不可)

11:00～ 第4回口頭弁論期日

(大津地裁1号法廷)

「旅券発給」拒否処分の撤回を求める国賠 & 「産経」損害訴訟

5月19日「旅券発給」国賠 原告本人尋問・山中幸男氏 証人尋問

5月10日「ねつ造」記事を許さない「産経」損害 第3回口頭弁論

よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会 事務局 井上 清志

Kさんの「旅券発給」拒否の撤回を求める国賠

第6回口頭弁論は5月19日、山中幸男氏（当時、「よど号人道帰国の会」代表）の証人尋問と原告本人尋問（東京地裁419号法廷）が行われる。主尋問・反対尋問は午後2時から4時30分の150分。最近の証人申請ではほとんどが却下されるが、山中氏証人採用は珍しいこと。

山中氏は、原告を含む家族26人の帰国に尽力してきた。2011年から2009年まで帰国にかかわり、人道的観点（救援運動）から行われたものであった。現在も帰国運動を中心的に担い、東京・北京・平壤を頻繁に往復、訪朝（朝鮮訪問）は80回前後（2022年4月時点）にも及ぶ。山中氏は、この一連の帰国を実現した経緯、特に外務省や北京の日本大使館の接触について証言する。

原告本人尋問で原告は、平壤での日常生活や経済活動は、すべて帰国に向けたものであり、被告国のいう「北朝鮮工作」とは無縁なものであった、という証言をする予定。ふたりの証言を通して、よど号グループ（家族）の帰国経緯や平壤の日常生活などの実態、さらには当時、この国の「北朝鮮」外交の実態やその背景の一端が明らかにされていくはずである。多くの傍聴を！

本国賠裁判は、提訴（2020年3月31日）から2年以上経過、第6回口頭弁論の証人尋問と原告本人尋問後、原告・被告双方が最終の準備書面を提出し結審、年内には判決が行われそうだ。

「ねつ造」記事を許さない「産経」損害

産経新聞の「よど号事件、拉致 私が防げたのでは元警視、50年後の告白」という見出し記事は、原告（魚本公博氏、平壤在住）とは「取り調べ」以外、接觸したことがないにも関わらず、原告を「内通者」のように表現しねつ造したものだ。この記事に対する「名誉棄損」訴訟の第3回口頭弁論が5月10日、東京地裁で行われる。

原告側は被告三森の準備書面への反論書面を提出予定。同書面で「原告は、三森の取り調べを受けた可能性はあるが、それがきっかけで原告から被告三森に電話して、昭和45年3月13日に中村橋駅近くの喫茶店や池袋の焼鳥屋で被告三森と会ったことはない」「原告には八王寺に親戚はない」とし、「被告三森の主張は、ほとんどが虚偽であり、作り話」と反論している。

被告国は、原告準備書面（1）への反論を予定。報告は間に合わず、詳細は次号。

「よど号」ハイジャックから52年

<3・3 1 救援報告の集い> を開催

集いは3月31日、港区の「ばるーん」で行われた。「かりの会」帰国支援センターの活動報告、「欧州拉致」デッチあげ逮捕状を撤回させる会から、闘われている二つの訴訟を中心に報告があった。

集いの後半では「《国際情勢について語る》ウクライナと朝鮮半島、パレスチナ、そして『大日本帝国』（1990年代から21世紀へ）」と題して福島尚文（共同通信OB・ジャーナリスト）、足立正生（映画監督）、新崎盛吾（共同通信・元新聞労連委員長）の三氏が発言した。



この《国際情勢について語る》には平壤から小西隆裕氏らが国際電話で参加した。詳細は「かりはゆく」4月号に掲載、読みたい方は井上までご連絡を。この集いの2日後の4月2日、救援連絡センター第18回総会第三部の「闘う現場からの発言」で二つの裁判の報告を行った。

※本原稿は、5月4日に作成されたものです。

「裁判官の良心」という虚構

- 哲学・思想が欠落した裁判の体験記 -

弁護士・吉永満夫/著

弁護士・吉永満夫氏が所属する千葉県弁護士会の2021年度会報「楳」第49号(2022年3月30日発行)に寄稿された上記タイトルの抜刷をいただいた。およそ50年の弁護士活動で経験した納得の行かない判決、判断した裁判体の名を挙げて持論が展開されている。

砂川事件(最高裁 田中耕太郎)、修習生罷免事件(最高裁 石田和外)、横浜事件再審免訴判決(横浜地裁 松尾昭一・竹下雄・林美紀子)、砂川事件再審請求(東京地裁 田邊三保子・鈴木秀行・高森宣裕)、同じく(東京高裁 秋葉康弘・矢数昌雄・須田雄一)、政務活動費住民訴訟(千葉地裁 内野俊夫・川村理・池内雅美)と具体的に例をあげ、それぞれ、司法の私物化、明白な論理矛盾、騙しのテクニック、意図的職務放棄と項を設け、難解な法律用語でなく、我々素人にも読み易く、持論が展開されている。

この論文の初めに「弁護士として仕事を始めてから、法律を操る裁判官、行政官及び法学者が、時に『自己及び仲間グループによる不当な支配を正当化するため』に、法律を解釈していると実感し」とある。法律の専門家から言われると素人の我々としては希望が消え絶望的になってしまふ。「絶望は愚か者の結論」という。私は愚か者だが絶望に浸っている訳にはいかない。後代のためにもこの状態をうち破るべく何かしないわけにはいかない。僅かなことしかできないが、可能な限り傍聴に参加する。そして友人知人に司法の怪しい部分を知らせる。差し当たってこんなところだ。

閑話休題、吉永氏は騙しのテクニックとして、①請求人の主張を無視する、②「公平な裁判所」に関する過去の最高裁判決をわざと間違って引用する、③論点を自分に都合良く使い分ける、④平気で堂々と、互いに矛盾する概念で説明する、⑤推論として成り立たない論法を使う、⑥「…に過ぎない」と述べ重大事実を隠蔽する、を挙げている。こうしてみると、裁判官は全く俗物である。国家公務員として、一般職よりはるかに高い報酬を得ている。「その報酬に見合った仕事をしろ!」と言いたい。

私が司法に求めるのは「公正」だ。普遍的な正しさだ。ある程度被告も受け入れられ、納得できる判決を望む。

吉永氏は、司法改革の案として「現場」での人との接触を主張している。人間にとて真の成長の場所は、成人後の様々な人との出会いであり、弁護士の場合は事件関係者・事件相手方、行政・司法機関と接触し、摩擦を経験し依頼者と現場との間に挟まれ、葛藤してその中で学んでいくと。

このことは私のサラリーマン経験からも正しいと思う。卒業後右も左も分からず、色々な人に触れ合い、自然と話ができるようになった。私の上司は吉永氏と同様、「現場」を踏めと強調していた。

さらに、裁判官は官僚システムの中に置かれ、組織内の上司の影響下で仕事をする仕組みになっている。裁判行為と裁判官の転勤・昇給・昇格などとはなじまないものがある。

結論として現場の人間関係の中で、人間としての器を磨かれながら弁護士などとして一定期間、司法関係の職務を経験した者の中から周囲の同僚たちから相応の評価を得た者が裁判官に選任されるという、また基本的に転勤・昇給・昇格のない法曹一元化の実現が不可欠であろうと吉永氏は論じている。

この点、私は少々疑問がある。組織である以上、上意下達は必要と考える。昇給・昇格は同期全員同じであるべきだ。

最高裁判官15名中10名は弁護士出身とすべき、そしてキャリア裁判官は高裁長官止まりと吉永氏はいう。基本、私は、「現場」を経験した弁護士の裁判官への任官に賛成だが、選任方法が問題だ。弁護士会は左から右まで全員加入の団体なので、裁判所ムラ同様、弁護士ムラが出来るかも知れない。

以上、門外漢の私の感想である。もっと深く読めば読むほど色々な考えが浮かびしそうだが、私の頭ではこの辺が精一杯だ。

私が傍聴した経験で、蚊の鳴くような声で「三行半」を読んですぐに逃げた裁判長、あるいは判決後のブーイングに対し「判決は前の裁判長が書いたので後任の私は読み上げただけ」と言った裁判官がいた。

とにかく裁判長に当たりハズレがあり、改めなくてはならない。「ヒラメ」や「コピペ」たちは辞めさせるべきだ。裁判を傍聴・監視して、不当判決には声を大にして批判しよう。

【青野 小鹿】

冤罪・人権関連 情報クリップ

2022年3月11日～5月4日

井上 清志

■ 大阪・東住吉女児焼死の再審無罪

大阪府に賠償命令 大阪地裁

殺人罪などで無期懲役が確定した後、再審無罪となつた青木さんが国と大阪府に約1億4500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は、府に約1200万円の賠償を命じた。国への請求は棄却。原告側は、府警の警察官が大声や暴言を使って自白を迫るなど、違法な取り調べがあったのは明らか、自白に証拠能力がないことを認識できたのに起訴した検察官の対応なども違法だと訴えていた。裁判長は双方に和解を勧告。府警が相当な精神的圧迫を加える取り調べをしたことは明らかで、検察官も「証人尋問に関する対応には大いに疑問がある」とし、国と府に一定の和解金を支払うよう求めた。だが、合意には至らず和解協議を打ち切っていた。(朝日新聞デジタル 3月15日)

■ 4月から裁判員は「18歳以上」、高校生が参加の

場合は学校「欠席」とせず…文科省通知

裁判員などに選ばれる年齢が4月から「18歳以上」に引き下げられることを受け、文部科学省は裁判員に選ばれた高校生が裁判に参加した場合、「欠席数」として取り扱うことのないよう全国の教育委員会などに通知した。改正少年法で、裁判員や検察審査会の審査員の対象年齢は「20歳以上」から「18歳以上」となった。通知では、高校生らが裁判員や検察審査員などとして参加した場合、欠席日数としないほか、学習に遅れが生じないよう、必要に応じて補習を行うことも求めた。(読売新聞オンライン 3月16日)

■ 弁護人と接見させず 広島県に支払い命令

刑事事件の被告だった女性が勾留中に広島県警に任意でDNA型の採取を求められた際、弁護人と接見を希望したのに県警が応じなかつたのは違法として、女性と弁護人が県に440万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が広島地裁であった。裁判長は原告側の主張を認め、22万円を支払うよう県に命じた。女性は2018年逮捕され起訴。その後の取り調べで、捜査員に口内からのDNA型の採取を任意で求められたため「弁護士に相談したい」と訴えたが、捜査員は応じず、弁護人に伝えなかつた。原告側は「接見交通権を侵害する違憲で違法な行為であり、精神的苦痛を受けた」と主張。(中国新聞デジタル 3月23日)

■ 政治的「表現の自由」を尊重

原告「歴史的判決」と評価、札幌

安倍首相(当時)の街頭演説中にやじを飛ばした男女2人が北海道警に排除されたことの是非が問われた訴訟

の判決で、札幌地裁は「安倍辞めろ」というやじの内容を「公共的、政治的事項に関する表現行為」と認め「特に重要な憲法上の権利」として尊重されるべきだと強調。原告らは「警察による表現の自由の侵害を正面から認めた歴史的判決」と評価した。裁判長は、原告らが声を上げ始めてから「わずか10秒程度」で排除されたのは「表現行為そのものを制限しようとした」として「警察官の行為は原告の表現の自由を制限した」と結論付けた。(共同通信 3月25日)

■ 無罪確定の元不動産会社長「検事が違法な取り調べ」 賠償求めて提訴

土地取引を巡り、業務上横領罪に問われ無罪が確定した元社長が大阪地検特捜部の違法捜査によって精神的苦痛を受けたなどとして国に7億7千万円の国家賠償を求めて大阪地裁に提訴し検事2人を証人威迫容疑などで最高検に刑事告発した。無罪判決では、検事が関係者の取り調べの際に「評判をおとした大罪人」「会社が被った損害を賠償できるのか…」と発言したと認定。弁護団は取り調べを録音・録画した映像には、検事が自らの発言について、検察内で「誘導している」などの指摘があつたことを明かす場面があつたとし「違法な取り調べを厭わずに暴走した」と主張。逮捕された影響で社の信用が傷つき、多額の経済的な損失が生じたとも訴えている。(朝日新聞デジタル 3月29日)

■ 刑務所で車いす認められず 歩行困難の受刑者、 損害賠償求め国を提訴 岐阜

岐阜刑務所の70代の男性受刑者が自力で歩くのが困難なのにもかかわらず、長期にわたって刑務所で車いすを貸与されず、入浴や屋外での運動に支障が出て、精神的苦痛を受けたとして、国に154万円の損害賠償を求めて岐阜地裁に提訴した。男性は岐阜刑務所に入所。車いすの貸与を繰り返し申し入れたが拒まれ続け、歩行器の使用が許された14年12月まで屋外での運動ができなかつた。歩行器を使うと肘が部品にすれて出血するなど苦痛が生じ、入浴場や運動場へ移動する時に痛むため改めて車いすの使用許可を求めるが、認められなかつた。21年2月、車いすの貸与が許可された。監獄人権センターの事務局長は「受刑者の高齢化が進んでおり、自力で歩けなくなっているのは原告だけではない。主張が認められれば全国にも影響を与える」と話した。(岐阜新聞 4月8日)

■ 安保法制訴訟、原告側が敗訴 憲法判断示さず—福岡地裁

集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法は平和的生存権などを侵害し違憲だとして、福岡県の住民ら148人が国に1人当たり10万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が福岡地裁であり、松葉佐裁判長は請求を棄却。憲法判断は示さなかつた。原告側は控訴する方針。憲法前文などを根拠に、安保法制は平和的生存権を侵害していると主張したが、裁判長は「平和的生存権が具体的な権利として保障されるということはできない」と指摘。原告の権利や法的利益の侵害があつたとはいはず、違憲審査をする必要はないとして、憲法判断も示さなかつた。集団訴訟は全国で計25件。今回を含め23件の地裁判決が出たが、いずれも原告側の請求を退けている。(時事ドットコムニュース 4月15日)

■ 愛知製鋼の元専務ら、無罪確定

情報漏えい 検察が控訴断念

トヨタ自動車グループの特殊鋼メーカー「愛知製鋼」のセンサー開発を巡る技術情報を漏らしたとして、不正競争防止法違反(営業秘密開示)の罪に問われた同社元専務と元社員を、いずれも無罪とした名古屋地裁判決について、名古屋地検は期限までに控訴しなかった。2人の無罪が確定した。2人は「ようやく重圧から解放された。無益な裁判で私たちの研究開発が妨げられ、悔しい気持ちでいっぱいだ。無罪確定を新たなスタートとして、この国の科学技術の発展に尽力したい」とコメントした。(共同通信 4月18日)

■ 桜問題、安倍元首相の不起訴不服

告発の弁護士ら検審申し立て

安倍元首相の後援会が「桜を見る会」の前日に催した夕食会費用補填問題を告発した弁護士らは安倍氏を不起訴とした東京地検特捜部の処分を不服として、「起訴相当」の議決を求めて検察審査会に審査を申し立てた。「安倍後援会」が県選挙管理委員会に提出していた2017~19年分の政治資金収支報告書を訂正した際、補填の原資を隠すため「前年からの繰越額」を増額する形で訂正したと指摘。「訂正内容が虚偽なのは明らかだ」とし、政治資金規正法違反(虚偽記入)に当たると主張している。(共同通信社 4月13日)

■ 拘置所の差し入れ拒否「違法」 弁護士訴え 国に賠償命令 東京地裁

東京拘置所で週末、被告に控訴趣意書案を差し入れようとしたところ、拒まれたとして、国を相手に約12万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁であった。裁量の範囲を逸脱し違法として、国に2万2000円の支払いを命じた。「拘置所では夜間や休日の差し入れに対応しないのが一般的。違法性が認められたのは初めてとみられ、対応に改善を促す判決だ」としている。公務執行妨害罪で被告を担当していた弁護士は、控訴趣意書提出期限が2日後の土曜日、被告と拘置所で接見。趣意書案を差し入れたいと伝えると「土曜は差し入れ業務をしていない」などと拒否。裁判長は重要な文書で期限も迫っていたことなどを踏まえ、被告に渡す義務があったと指摘。「閉庁日という理由だけで拒否したのは裁量の範囲を逸脱し、国賠法上の違法性がある」と判断した。(時事通信4月21日)

■ 竹田恒泰さんの敗訴確定

「差別主義者」ツイート訴訟 最高裁

「差別主義者」などのツイートで名誉を傷つけられたとして、明治天皇の玄孫で作家の竹田恒泰さんが、戦史・紛争史研究家の山崎雅弘さんに損害賠償などをもとめていた裁判で、最高裁判所第二小法廷は竹田さんの上告を棄却。竹田さんの敗訴が確定となった。ツイートは「公正な論評」であると認めた一審、二審判決に続いて勝訴した山崎さんは「これだけでは終わらせず、裁判を本にします。当事者になった戦史を書くのは初めて」と語った。(弁護士ドットコムニュース 4月21日)

■ 元校長の再審請求審

主張補充する書面を最高裁に提出

生徒の調査書を改ざんする見返りに現金を受け取ったとして有罪判決が確定した元校長が再審を求めている

審理で、弁護団は新たに開示された警察の取り調べメモの内容を踏まえ、主張を補充する書面を最高裁に提出。天竜林業高校の元校長は、調査書を改ざんする見返りに、親族にあたる旧天竜市の元市長から現金を受け取ったとして加重収賄などの罪に問われ無罪を主張、執行猶予のついた有罪判決が確定。元校長側は有罪の決め手となった元市長の自白は強要されたものだなどとして裁判のやり直しを申し立て、1審と2審は再審を認めず最高裁で審理。元市長が現金を渡すために高校を訪れたとされる平成19年12月10日に、校内で目撃したとされる元職員が、時間的に元市長と会うことが困難だったことが、メモの記載から新たにわかった。(NHK静岡 4月21日)

■ 警官の上司ら辞職願ひな型渡す…

違法な退職勧奨と認定、2審で150万円支払い命令上司らから退職などを強要され、精神的苦痛を受けたとして、山口県警の警察官が国家賠償法に基づき、県に損害賠償を求める訴訟の控訴審判決が広島高裁であった。「(退職の強要は)執拗に組織的に行った違法なもので、悪質性は大きい」として、県に80万円の支払いを命じた1審・山口地裁判決を一部変更し、150万円の支払いを命じた。1審判決では、女性問題や約1000万円の借金を抱えていた男性に対し、上司らは辞職願のひな型を渡すなどして、違法な退職勧奨をしたと認定。裁判長はこれに加え、退職させるために、職務制限や嫌がらせのほか、離婚の強要という私生活への介入などもしていたと指摘。賠償金を増額し、県側の控訴を棄却した。(読売新聞オンライン 4月22日)

■ 呼吸器事件国賠訴訟で滋賀県が陳述留保

準備書面で再審無罪女性を犯人視

再審無罪となった元看護助手の西山さんが、国と県を相手に起こした国賠訴訟の第二回口頭弁論が大津地裁であった。県側は「被害者を心肺停止状態に陥らせたのは原告」と西山さんを犯人視した準備書面について「対応を検討中」と陳述を留保。提出の「無罪判決を重く受け止める」とした上で「検査に違法性はなかった」とする新たな書面だけを陳述。国側は「検察の対応に違法性はない」などとする書面を陳述。弁護団は「検察は県警の違法な検査を放置して起訴した」などと主張。国や県側の書面や証拠の提出が遅れるなどし、一年以上弁論が開かれなかった。裁判長は「訴訟進行が遅れている。期日を無駄にしないよう、迅速な対応を願いたい」と苦言を呈した。(中日新聞 4月29日)

【概評 No12】(2022年3月11日~年5月4日)

東住吉事件の国賠判決は大阪府警にのみ賠償命令。和解案には「国も連帯して支払え」との文言、この落差。裁判所への幻想は禁物、青木さんの控訴は当然◆「安倍辞めろ」のヤジ、「わずか10秒」で排除。「表現の自由」を制限との札幌地裁判決は当たり前◆天竜林業高校の元校長の再審請求(最高裁)、警察の取り調べメモが開示され新たな展開へ。氷見事件国賠を闘った仲間も支援。事件背景に何があったのか、注目◆「スパイ容疑裁判」といわれた「愛知製鋼」技術者らの無罪確定、「大河原化工機」事件(起訴取消しから国賠へ)といい企業の「えん罪」事件が多発、この国の技術力低下と萎縮は避けられない。「経済安保」の前にやるべきことがあるはず。

映画の案内

「オレの記念日」

監督:金聖雄 主演:桜井昌司(冤罪犠牲者の会・事務局次長)



1967年10月10日に桜井さん、16日に杉山さんが警察によって逮捕された。それから桜井さんは29年間不当に拘束され、最近になってやっと国の責任を認めさせた。そう考えると逮捕された日とは、桜井さんにとっては国家暴力に対する反撃の始まりの日だったのかもしれない、と思う。

散々不良をやっていた桜井さんが、良識ある刑務官や隣の中からの訴えに応えてくれた数々の支援者によって人として成長することになる。そして桜井さんはだんだんと詩作に活路を見出し始めていきます。私の好きな詩です。

この世に生まれた苦しみを知るたびに
その中に喜びを探して来た
痛みや辛さも乗り越えれば
総ては喜びとなる
得れば失い失えば得る 人生の不思議
人生は一度限り 今日も一度限りと
知ったあの日から
今成すべきことを ただ目の前のことを
明るく楽しく生きて来た
それが私の それが私の 私の人生

この世に過ごした数多の年月に
無駄もなければ不運もない
今というときが満ち足りれば
総ては幸せとなる
人の出会いが運を招く 人間の不思議
人間は独りでは生きマ行けないと
知ったあの日から
人を裏切らずに ただ後悔なく
命を愛しんで生きて来た
それが私の それが私の 私の人生

喜び 幸せが苦しさに変わる
人生と人間の出逢いの不思議
足元にもある空に夢と希望を見つめ

一度限りの今日と 命を一途に生きてきた

それが私の それが私の 私の人生

それが私の それが私の 私の人生

私が気に入っている、桜井語録「間違えを犯した警察・検察・裁判官は一度も裁かれてはいない」「正義を求める闘いは明るく楽しくやることが重要」等々。

今回の「オレの記念日」は桜井さんの闘いの悲喜交々を追った金聖雄監督による秀逸なドキュメンタリーだと思います。映画の最後に今現在、「再審法改正・証拠開示法」を目指す桜井さんが支援している数々の冤罪事件が列举されることによって一層輝きを増しています。

余談になりますが、もし桜井さんが医者の言うがままに癌の慣行療法(抗がん剤治療とか)を受けていたら、もしかすると医者の余命通りになっていたかもしれません。

今は試写会の段階だけれど、映画パンフレットがもの凄い貴重なものになると耳にしているので、公開されたら映画館へも足を運ぼう。私個人としては僭越ながら、映画・歌・トークでもって桜井さん自身、究極の目標を目指して、命ある限り突き進んで行って欲しいところです。



©2022 Kimoon Film All Rights Reserved.

【中島聰】